

令和3年10月12日

静岡県下各地区連盟 会長 殿  
所属関係団体 代表者 殿

(一社) 静岡県剣道連盟  
会長 吉村 勝

## 交流稽古および各種大会等の実施について（連絡）

拝啓

時下 日頃より本連盟の諸行事・諸活動に多大なご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの第5波は8月末を境に著しく減少しています。10月1日付で全国規模の行動規制も解除され人の流れも活発になりました。各種スポーツ行事は大会の開催や観客人数の増加が進む傾向にあります。

そのような状況を鑑み本県剣道連盟といたしましては、諸活動について以下のような方向で制限を徐々に緩和していきたいと思えます。

今後については、冬季の再拡大（第6波）が予想されています。引き続き感染防止の「各種ガイドライン」「実施計画書・報告書の提出」を徹底遵守して、安全・安心な活動に終始していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

尚、感染再拡大が懸念される場合は、急遽活動自粛や行事の中止要請がある事を申し添えます。

敬具

記

### 共 通

- 必要に応じた活動を認める。
- 活動する場合は量より質を重視して、安心・安全を常に心がける。
  - \*稽古上のコロナ感染対策ガイドラインを徹底遵守すること。
  - \*大会・講習会等 感染拡大予防ガイドラインを徹底遵守すること。
- 大会・講習会等は県剣連所定の「**実施計画書**」・「**実施報告書**」を提出する。

### 剣道少年団・剣道教室

- 近隣間の交流稽古（合同・練習稽古等）を認める。
  - \*地区連会長への連絡許可は不要とする。（当面）
- 主催者や共催者、準備・運営（コロナ感染防止対策等）が整っている大会への参加は認める。ただし、県内における大会とし、県外は極力控える。
  - \*参加する場合は、引率責任者の確定と保護者の同意や協力を万全にすること。
  - \*地区連会長に必ず連絡し許可を得ること。主催者となる場合も許可を得る。（当面）

### 中 学 ・ 高 校

- 交流稽古・各種大会は、各教育関連団体および各体育連盟の指導に則して、各学校長の許可の下に実施・参加すること。

### 一 般

- 近隣間の交流稽古（練習試合等）を認める。
  - \*県下合同稽古会は、東・中・西の地区別主導の下、分散型の実施とする。（当面）
  - \*各所属組織、会社等の稽古自粛要請等がある場合は、その旨を最優先すること。

### 居合道・杖道

- 必要に応じた交流稽古を認める。
  - \*所属の道場や合同稽古会・実施要領の範囲内とする。